

第90回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 平成28年3月25日（金）

開催場所 北海道運輸局6F会議室

□議 題□

1. 審議事項

なし

2. 報告事項

- (1) 船員に関する特定最低賃金の改正決定に関する公示について
- (2) 管内船員職業安定業務取扱状況（平成28年2月分）について
- (3) 離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて
- (4) 離職四法に基づく求職者手帳発給数及び支給実績について

3. その他

情報交換

□議事概要□

1. 事務局より、船員の最低賃金改正については、2月17日から3月2日まで答申内容の公示を行った結果、関係者からの異議の申出はなく、直ちに改正決定公示手続きを行い、3月22日付けで官報公示となった。30日間の公示期間経過日である4月21日が改正最賃の効力発生日であるとの報告があった。

2. 事務局より平成28年2月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があった。労働者委員より、タンカーの成立がないが、新規求人がないのは何故かとの質問があり、事務局より、昨年4月以降出し続けていた求人が、2月に取り下げられた。4月以降出される可能性があるとの回答があった。公益委員より、3か月以上の求職者のほとんどが60歳以上かとの質問があり、事務局より釧路の減船離職者で60歳以上の方が多いたとの回答があった。公益委員より、それらの方の再就職の見込みについて質問があり、事務局より、地元の沖底船を希望して求人が出されないのが厳しいとの回答があった。公益委員より、求人数が高止まりしているのは、全国的な傾向なのか。道内の求人が多いのに道外の求人に成立するのは道内の求人の魅力がないためかとの質問があり、事務局より、道内にはRORO船や一般貨物船の事業者がないため求人がないとの回答があった。公益委員より、司厨員の求人があるが、求職者はいるのか、また船舶料理士の資格は必要かとの質問があり、事務局より、求職者はいる。船舶料理士の資格は、遠洋・近海船で1,000トン以上の船舶には必要だが、1,000トン未満の船舶では必ずしも必要ないとの回答があった。労働者委員より、自己都合で船を下りた方から、労働環境等の悪い話は聞くことがあるかとの質問があり、事務局より、全員に聞いているわけではなく、個別具体的な話までは、わからないとの回答があった。

3. 情報交換では、事務局より平成27年度卒業生の進路状況と平成27年度若年内航船員確保成事業の報告があった。労働者側委員より、ロシア海域のさけます流し網漁業の減船による中型船は公海でのさんま漁業、また3隻程度はロシア海域で流し網以外での漁業調査をするとの報告があった。

4. 次回の船員部会は平成28年4月22日（金）13時30分より開催することを確認した。
（以上）